



◆介護サービスの利用方法について ～認定申請からサービスの利用・更新まで～

これまでは広報紙を通じて介護保険制度の説明や介護サービスの費用・介護老人福祉施設などについて紹介してきましたが、今月は要介護（要支援）認定の申請からサービスを利用するまでの流れを紹介します。



《申請》

- ・本人または家族が介護保険係の窓口で申請を行います。
- ・介護保険証が必要です。



《状態の調査》

- ・曾於地区介護保険組合より調査員が自宅に訪問し、調査を行います。



《審査会》

- ・調査の結果と主治医の意見書をもとに認定審査会が開かれ、その人に見合った認定の判定を行います。



《認定結果の通知》

- ・要介護度や認定の有効期間が記載された通知書が届きます。
- ・介護保険証は窓口交付をしています。



《更新》

- ・引き続きサービスを利用したい場合は更新手続きを行います。
- ・介護保険係より更新案内を行います。



《サービスの利用》

- ・ケアプランにもとづいてサービスの利用が始まります。
- ・費用の1割が利用者負担となります。



《ケアプランの作成》

- ・ケアマネジャーと相談して本人の希望や状態にあった介護サービスのプランを作ります。



《介護サービスの選択》

- ・『要支援』判定の人は介護予防サービスを選び、『要介護』判定の人は在宅サービスか施設サービスを選びます。



※曾於地区介護保険組合

曾於地区2市1町（曾於市・志布志市・大崎町）で構成され、調査員の派遣や認定審査会の開催、結果通知の作成などの事務を行っています。 ☎099-471-6545（代表）

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4, 778人	平成24年11月末日 現在	
要介護（支援）認定者	918人		
給付実績	在宅介護サービス費	41, 669, 003円	平成24年10月の 給付実績
	施設介護サービス費	53, 650, 629円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	28, 692, 892円	
	介護サービス費 合計	124, 012, 524円	

大隅半島から初！  
選手26名全員大隅半島出身者！



尚志館高校の甲子園出場  
決まったね！